

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するために個々の児童の立場によりそう児童観、指導観に立ち、指導を徹底することが重要となる。

本校では、

「すすんで やさしく こんきよく～みんなでつくろう 楽しい学校～」

を教育目標としており、人権教育に重点をおいた取り組みを進めている。中でもいじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のような心理的または物理的な影響を与える行為である。

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれや、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれる、蹴られる。
- ・ひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる。
- ・金品を要求される。
- ・金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる。
- ・嫌なことや恥ずかしいことや危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる 等

また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を調査して児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめ防止のための組織

(1)名称 いじめ対策委員会

(2)構成員 校長、教頭、教務、首席、生徒指導主事、保健主事、各学年ブロック代表、養護教諭、スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）、スクールロイヤー、学校相談員等、状況に応じて構成する。

(3)役割

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取り組みの有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

いじめの防止のために、ささいな兆候や懸念、児童からの訴え等、いじめの疑いがある情報を得た場合、個人で判断せずにいじめ対策委員会で対応する。いじめ対策委員会ではそれらの情報を明確化(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等)して共有し、未然防止、早期発見、事案の対処を行う。また校内研修等も企画し全教職員の力量も高めていく。

4 年間計画

津田小学校 いじめ防止年間計画				
	1・2年	3・4年	5・6年	学校全体
4月	家庭訪問 (家庭での様子の把握)	家庭訪問 (家庭での様子の把握)	家庭訪問 (家庭での様子の把握)	第1回 いじめ対策委員会 (年間計画の確認) 朝礼でいじめ防止について啓発する
5月		道徳「友だち屋」(3年)	道徳「命の詩—電池が切れるまで」(5年)	
6月	運動会 いじめアンケート 道徳「ぶらんこ」(2年)	運動会 いじめアンケート	運動会 非行防止教室 いじめアンケート(1回目)実施	
7月	個人懇談会 (家庭での様子の把握)	個人懇談会 (家庭での様子の把握)	個人懇談会 (家庭での様子の把握) ネット・携帯電話教室 (6年生)	第2回 いじめ対策委員会 (状況報告)
9月	道徳「はしのうえのおおかみ」 (1年)	道徳「ひとりぼっちの Yちゃん」(4年)	臨海学校(5年生) 道徳「コスモスの花」(6年)	
10月			修学旅行(6年生)	
11月			ネット・携帯電話教室 (5年生)	
12月	個人懇談会 (家庭での様子の把握)	個人懇談会 (家庭での様子の把握)	個人懇談会 (家庭での様子の把握)	第3回 いじめ対策委員会 (状況報告)
1月	いじめ対応プログラムⅡ を使つての実践	いじめ対応プログラムⅡ を使つての実践	いじめ対応プログラムⅡ を使つての実践	
2月	いじめアンケート	いじめアンケート	いじめアンケート(2回目)実施	第4回 いじめ対策委員会 (年間取り組みの検証)
3月				

5 取組状況の把握と検証(PDCA)

いじめ対策委員会は、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースを検証する。そこで「学校いじめ防止基本方針」の点検や、計画の見直しなどもPDCAサイクルを通して行う。また、これを学校評価項目に位置づける。

第2章 いじめの未然防止

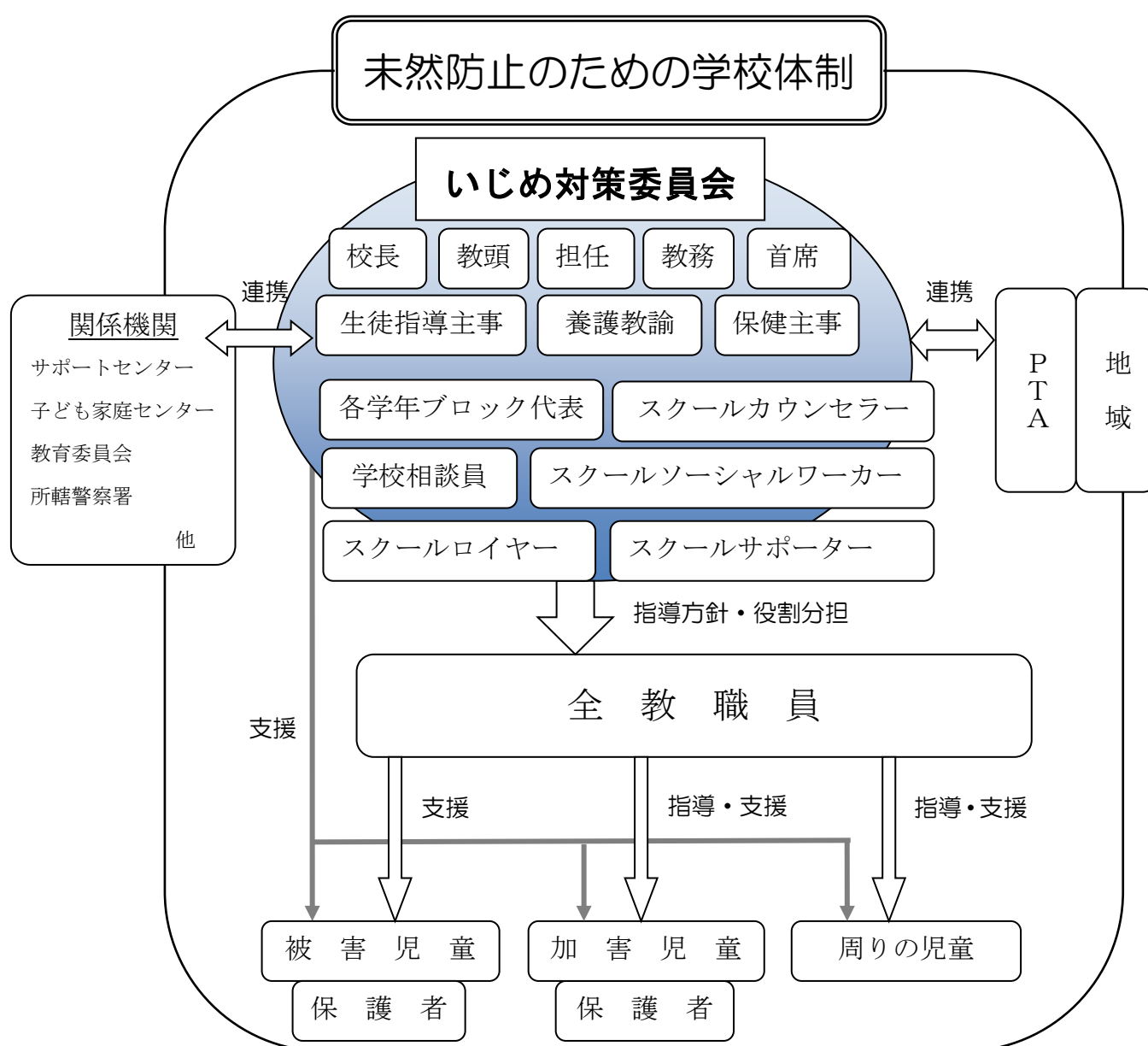
1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、その精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成し、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていく。

2 体制

いじめ対策委員会を中心として、学級担任が児童の指導に当たり、さらに関係機関やP T A・地域と連携をしながら、必要に応じて、学校相談員の協力を得て、いじめの防止に当たる。



3 いじめ防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して具体的ないじめについての確認をする。また、児童に対しては、何気ない言葉・行為がいじめにつながるということを様々な機会

を通じて指導する。

(2) いじめを行わない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、授業での発表や意見を伝え合う場を設定していく。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、わかりやすい授業作りを進める必要がある。そのために日々の授業の準備を十分に心がけるとともに、校内の授業研究を深めるように努めることが大切である。児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、授業の中での発表の場面を保証したり、委員会活動や係活動などに取り組んだりする。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、職員会議や校内研等で以下の点を確認する機会を作る。

- ・教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりする例があるので注意が必要である。
- ・「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示すことは、いじめている児童やまわりで見えていたり、はやし立てたりしている児童を容認することになりかねないので注意が必要である。

(4) 自己肯定感を育む取り組みとして、がんばったことを認めていく学校作りを進めていくとともに、「いいところ見つけ」などの取り組みを活用する。

(5) 児童が自らいじめについて学び、取り組むために、「いじめ対応プログラム」を活用する。

(6) ネット上のいじめの防止のために、携帯電話、スマートフォンなどの正しい使い方について「ネット・携帯電話教室」等の取り組みを活用して、ネット・携帯電話でのいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。

(7) 児童に対していじめは刑罰の対象となりえること、不良行為に該当し損害賠償責任が発生しうること等についても、発達段階に応じて、いじめの法律上の扱いを理解させる。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめられていること自体を恥ずかしいと思うこと、いじめの拡大を恐れるあまり訴えられないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えることの難しい児童がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

だからこそ教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

○教師は、学校内で児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにするとともに、保護者との連携の中でも児童に気になる変化はないかを常に心がける。

○教職員が積極的に児童の情報交換を行うことにより、他の教師が気づかない児童の変化を共有する機会とする。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、全学年を対象としたいじめアンケートを実施する。また、社会性測定用尺度アンケートも併用する。加えて、日々の学校生活を注意深く観察し、児童の様子に気になる変化がないか、常に注意を払う。

(2) 保護者と連携して児童を見守るため、連絡帳を活用する。また、学校内で児童の様子が気になると

きは、すぐに家庭連絡を行い、家での様子を確認する。

- (3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、管理職、養護教諭をいじめの相談窓口として設置する。
- (4) 学校便り等で、相談体制を広く周知する。
- (5) 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて十分に留意する。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然ではあるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に重要である。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難である場合が存在する。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや、教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をしていく中で、事象の教訓化を行い、児童自身の成長へとつなげることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めることや、児童から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに生徒指導や管理職等に報告し、速やかに関係児童から事情を聴き取る。聴き取った情報を基に、いじめ対策委員会においていじめの事実の有無の確認を行う。

その後は、いじめ対策委員会や職員会議等にて職員の情報共有を進めていく。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等を活用しながら、より丁寧に行う。
- (5) 認知されたいじめの状況が犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (6) いじめ行為を繰り返し行う等、性行不良であって他の児童生徒の教育に著しい妨げがあると認める児童がいる時は教育委員会に報告する。また、命にかかわるなど、やむを得ない場合は出席停止について教育委員会に意見を具申する。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携、対応していく。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめをやめさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。
- (2) 事実関係を聴取した後、いじめられた児童の保護者と連携し、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。学校は、複数の教職員が連携して指導していく。必要に応じてスクールカウンセラーや関係機関等の協力を得、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

同調していたりはやし立てたりしていた「聴衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけではなく、孤独感・孤立感を強める要因となっていることを理解させる。

「聴衆」や「傍観者」の児童には、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられる。すべての教職員が「いじめは絶対に許さない。」「いじめを先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる。」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が互いを尊重し、認め合う集団作りを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげ、教訓化していく。また、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直していく。その上で人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。必要に応じて、関係機関等とも連携する。

運動会や学習発表会、遠足等を児童が人間関係作りを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) 保護者や教職員が、携帯電話やインターネットの特性、各端末の機能・性能に関する基本的な知識を習得し、理解を深めていくことが必要である。また、子どもたちの携帯電話やインターネットの利用実態について関心を持ち、日頃からその把握に努めることも重要である。
- (2) ネット上の不適切な書き込み等が確認された場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (3) 情報モラルについてしっかりと教え、子どもたちにインターネットのリスク回避能力を身につけさせるとともに、ルールを守らせるようにすることが重要となる。

学校では、小学校の低学年段階から、情報モラルを確実に身につけさせるため、各教科等を通じて、子どもの発達段階に応じた情報モラルに関する指導のより一層の充実を図ることが必要である。その際に、子どもたちが他者や社会とかかわる上で必要な力である「言語に関する能力の育成」の観点を踏まえ、指導を実践していくことも重要となる

また、家庭では、まず、携帯電話の必要性・危険性について子どもとしっかりと話し合い、必要がない限り持たせることがないようにすることが重要である。持たせる場合には、携帯電話やネッ

トの利用に関する家庭内でのルールをつくり、それを徹底することが必要となる。特に、フィルタリングについては、その必要性を理解・認識し、子どもが利用する携帯電話等について必ず設定していくことが大切である。

7 いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていなければならない。

(1) いじめに係る行為がやんでいること。

- ・被害者に対するいじめがやんでいる状態が相当期間継続していること。

※相当期間とは3ヶ月以上が目安となる。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめに係る行為がやんでいるかどうか判断する時点において、面談等で被害者児童及びその保護者がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないことを確認する。

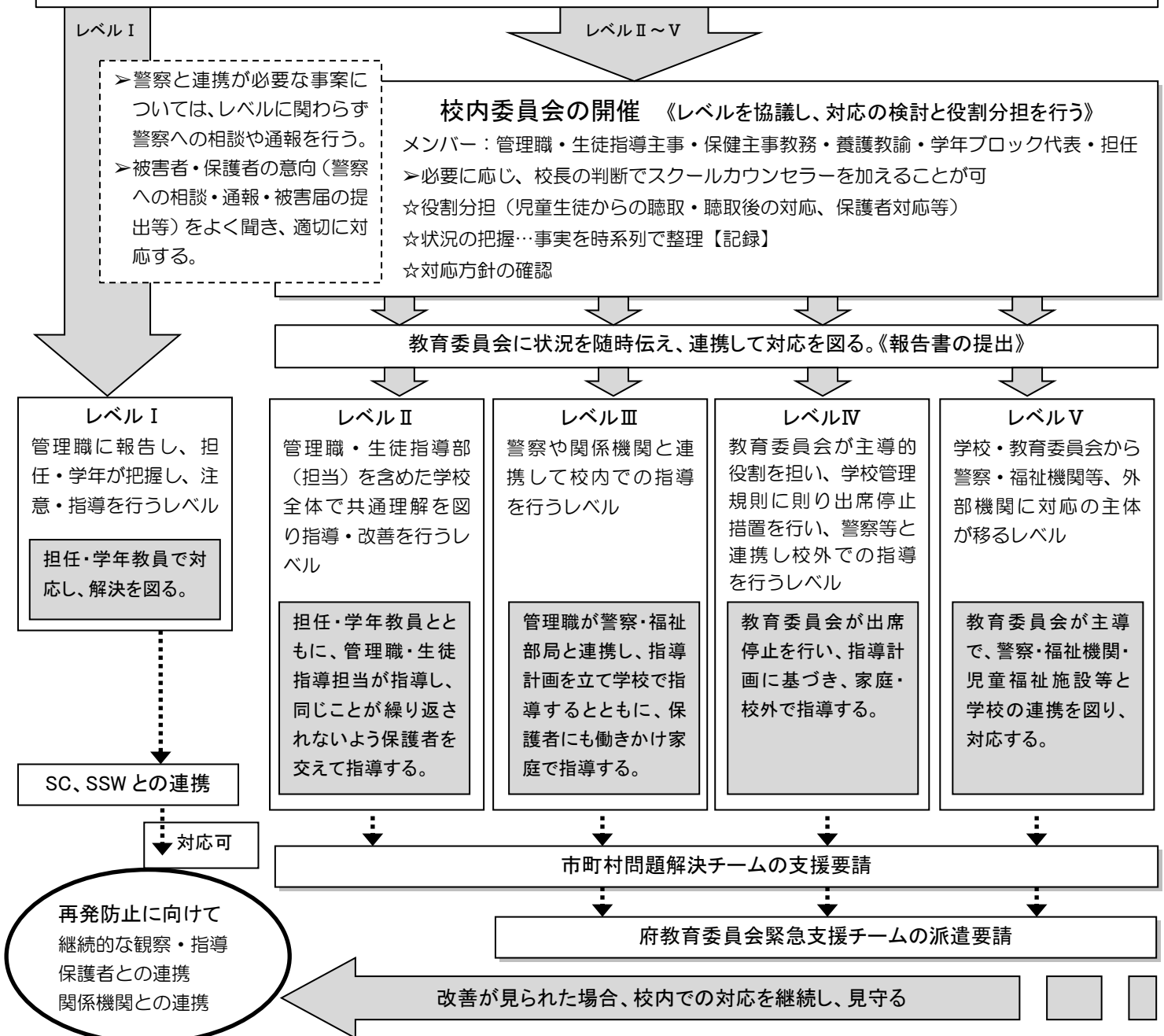
※いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等の対処プランを設定し実行する。また、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

ね ら い

■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留 意 事 項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

第5章 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法第28条より、学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

＊「生命、心身又は財産に重大な被害」

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

＊「相当の期間学校欠席」

- ・年間30日を目安とする

＊児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告に当たる。

＊重大事態が発生した場合、校長は教育委員会に報告する。